

ID: 230

担当部署: 健康福祉部 地域包括支援センター

処分の概要	事業者の登録
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する規則 第4条第1項
例 規 番 号	平成21年規則第5号
【根拠条文】 (登録) 第4条 登録は、基準該当介護予防支援の事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防支援事業所」という。)ごとに行う。 2 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、申請者に対し、基準該当介護予防支援事業者登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。 3 登録は、法第115条の45第3項の規定による届出に係る市町村長による法第115条の22第1項の指定が効力を有する期間に限り、その効力を有するものとする。 【基準】 根拠条文、第5条及び第7条の規定による。 (基準該当介護予防支援事業者に係る登録の基準) 第5条 市長は、第3条の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に定める登録をしないものとする。 (1) 申請者が、当該申請に係る事業所の従事者の知識若しくは技能又は人員について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援基準省令」という。)」に規定する基準該当介護予防支援事業者に関する基準を満たしていないとき。 (2) 申請者が、指定介護予防支援基準省令及びこの規則の規定に従って、適正な基準該当介護予防支援の事業を継続的に運営することができないと認められるとき。 (基準該当介護予防支援の事業の基準) 第7条 基準該当介護予防支援事業者は、指定介護予防支援基準省令に規定する基準該当介護予防支援に関する基準に従い、要支援者(法第7条第4項に規定する要支援者をいう。)の心身の状況等に応じて適切な基準該当介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する基準該当介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に基準該当介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。 2 基準該当介護予防支援事業者は、基準該当介護予防支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見(法第73条第2項に規定する認定審査会意見をいう。)が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該基準該当介護予防支援を提供するように努めなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日